

酒田市議会タブレット端末の貸貸借及び通信サービス提供業務一式【長期継続契約】  
仕様書

- 1 事業名 酒田市議会タブレット端末の貸貸借及び通信サービス提供業務一式【長期継続契約】
- 2 目的 電子データによる議会関連資料・その他関係資料の共有、情報の伝達・共有及びペーパーレス会議を実現するため、酒田市議会にタブレット端末を導入し、議会運営の活性化及び議会・議員活動の効率化を図るとともに、平時や災害時の連絡体制の強化を図る。
- 3 納入の場所 山形県酒田市本町二丁目2番45号 酒田市役所 議会事務局内
- 4 契約期間 契約の日から令和11年10月31日まで  
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- 5 貸貸借期間 令和7年11月1日から令和11年10月31日まで(48カ月)  
また、契約の日から令和7年10月31日まではタブレット機器製品の納入及びキitting作業等の準備期間とする。
- 6 契約の内容  
本契約は、データ通信込みのタブレット端末の貸貸借契約とし、次の(1)から(5)の項目を一括して行うものとする。
  - (1) タブレット端末  
以下の仕様を全て満たすタブレット端末を提供すること。
    - ① OS  
i OS 18相当のオペレーティングシステムを搭載していること。
    - ② データ通信方式  
セルラー及びWi-Fiに対応していること。
    - ③ 画面サイズ  
13インチ以上であること。
    - ④ 内蔵メモリ容量  
128GB以上であること。
    - ⑤ 必要数  
27台
    - ⑥ 筐体の色  
指定なし(全て同一色である必要はない)

⑦ 付属品

充電器・電源アダプタ

(2) タブレット端末の通信回線

以下の仕様を全て満たすタブレット端末の通信回線を提供すること。

① セルラー通信方式

タブレット端末で利用可能な 5 G / L T E 通信方式で接続できること。また、安定的に、かつ災害時、大規模障害にも迅速に対応出来る通信回線サービスであること。

ア 1つの基地局がサービス中断となった場合でも、遠隔で隣接基地局のカバーエリア調整を行い、通信サービスを継続できること。

イ 1つの基地局で複数の周波数を重ねて利用しており、一方の周波数帯の障害発生時にも通信サービスを継続できること。

ウ 基地局制御装置を複数の交換機に帰属させ、一部の交換機の障害発生時にも通信サービスを継続できること。

エ 交換機等の設備間の伝送路を複数確保（多経路化）し、一部の伝送路の障害発生時にも通信サービスを継続できること。

② インターネット接続

インターネット接続が可能であること。ただし、インターネット接続先については、酒田市（以下、「本市」という）の管理者による、下記(5)①に示す制御が可能であること。

③ セルラー通信によるデータ通信容量

通信速度規制のかかることなく、1回線あたり 5 G B / 月 以上のデータ通信が可能であること。また、パケット利用量については、27回線分を共有できること。

(3) タブレット端末管理サービス（MDM）

以下の仕様を全て満たすタブレット端末管理サービス（MDM）を提供すること。  
また、料金はタブレット端末の月額通信費用とあわせて請求すること。

① タブレット端末の遠隔管理機能

ア 盗難、紛失時に「回線」に対して、本市の管理者が行う遠隔操作による利用中断及び利用中断解除が可能であること。

イ 盗難、紛失時に「タブレット端末」に対して、本市の管理者が行う遠隔操作による画面ロック及び端末初期化が可能であること。

ウ タブレット端末から S I Mカードを取り出し、他のタブレット端末に挿入して使用された場合、自動通知等により本市の管理者がこれを把握することが可能であること。

エ 本市の管理者が指定する任意のアプリについて、これをインストール必須またはインストール不可能とすることが可能であること。

オ アプリの自動更新の制御が可能であること

② 管理者機能

ア 本市の管理者は、任意のW e bブラウザを用いて、タブレット端末管理サービスの管理者機能を利用できること。

イ 管理者機能へのログインには、I D、パスワードに加え、ワンタイムパスワード等、3つ以上の要素での認証が可能であること。

(4) メッセージアプリの提供

本市が現在使用しているメッセージアプリ「W o w T a l k」を継続して使用すること。また、ライセンス数は33ライセンスとし、料金はタブレット端末の月額通信費用とあわせて請求すること。

(5) インターネット接続制御サービス

以下の仕様を全て満たすインターネット接続制御サービスを提供すること。

① インターネット接続制御機能

上記(2)②に示すインターネット接続について、本市の管理者が予め定めるポリシーに基づき、その接続先またはその接続先を限定できること。

② 管理者機能

ア 本市の管理者は、任意のW e bブラウザを用いて、インターネット接続制御サービスの管理者機能を利用できること。

イ 当該管理者機能を用いて行うインターネット接続制御について、制御を行う対象を一括で設定することが可能であること。

ウ 管理者がW e b管理サイトから直近3ヶ月分の回線毎の「利用額内訳データ」や「料金明細内訳データ」を閲覧できること。また、C S V形式での全回線一括ダウンロードができること。

7 納品

以下に示す全ての作業を実施したうえで、所定の期限までに上記6を満たすタブレット端末を納品すること。

(1) 運用設計

本市の担当職員と打合せを行い、上記6について、適切な運用設計を行うこと。

(2) 各種アカウント

タブレット端末に設定するアカウントについては、本市で指定するアカウントを使用すること。また、新規に使用するアカウントについては新規作成した上で使用すること。

(3) 初期設定

(1)の運用設計に基づき、上記3～6について然るべき初期設定等を行うこと。なお、ここに云う「然るべき初期設定」とは、各タブレット端末の使用者が上記6の各要件に示すサービス、ソリューションを、納品後すぐに利用できる状態にすることを云い、具体的には以下に示すとおりとする。

① 現在使用している電話番号およびA p p l e A c c o u n t を継続して使用する

ること。

- ② 各タブレット端末に本市が提供するアカウントを設定すること。なお、議員が使用するアカウントについては、公開されている顔写真によりアイコン画像を設定すること。
  - ③ 本市が指定するアプリケーションのインストール、タブレット端末機能の設定等を行うこと。
  - ④ W i - F i 接続が可能な状態とすること。
  - ⑤ 各タブレット端末筐体及びその個装箱には、本市が指定する個体を識別するためのラベルを貼付すること。
  - ⑥ 納品にあたっては、各タブレット端末の製造番号、電話番号に加え、そのそれぞれに設定した、②に示すアカウントの情報を記載した管理台帳を提出すること。
  - ⑦ 賃貸借期間中にタブレット端末の利用者に変更が生じた場合は、本市からの要請に応じて①～⑥について必要な設定を行うこと。
- (4) 不要な梱包材は引取り及び処分を行うこと。
  - (5) 初期不良等による不具合が生じた機器については、端末保守契約に積算される台数とは別に、必要なアプリケーションの設定等の初期設定などを実施した上で、速やかに交換すること。
  - (6) 納入の際は、本市が指示した初期設定内容その他設定内容がわかる納品書を提出し、本市の検査を受けること。
  - (7) 以下のマニュアルを作成し、提供すること。なお、当該マニュアルの作成に当たって、本市が行うことがないと考えられる部分のものにおいては、別途本市と協議のうえ省略するものとする。
    - ① タブレット端末設定マニュアル
    - ② セットアップ I D 取得マニュアル／リセットマニュアル
    - ③ 利用者マニュアル  
記載に従って操作をすれば、支障なく簡単に関係サービスを利用できること。
    - ④ 管理者マニュアル  
関係サービスについて、利用アカウント及びその権限の管理に必要な作業手順その他必要な事項を記載すること。

## 8 保守

以下の保守を提供すること。

- (1) タブレット端末の利用またはトラブルに関する問い合わせに対応すること。
- (2) タブレット端末紛失及び盗難時は本市からの連絡を 24 時間 365 日受け付け、利用状況の監視、遠隔によるロック・利用中断・初期化の対応を行うこと。
- (3) タブレット端末には、契約期間中の製品保証サービスを付与すること。
- (4) 故障対応時は、故障端末の状況により、良品交換のほか、接続確認、必要なアプリ

ケーションの設定等の初期設定等を実施すること。

- (5) 故障対応は、問い合わせを受けた時間から、原則４８時間以内に対応すること。

## 9 タブレット端末の補償

タブレット端末の賃貸借期間中、以下の端末保障サービスを付与すること。また、料金はタブレット端末の月額通信費用とあわせて請求すること。

### (1) 補償範囲

以下の事象を補償範囲とすること。

- ① 水濡れ
- ② 全損
- ③ 紛失
- ④ 盗難
- ⑤ 破損
- ⑥ 故障

### (2) 代替タブレット端末及び修理完了タブレット端末

(1)の補償を適用したうえで納品する代替タブレット端末または修理完了タブレット端末は、上記７(3)に示す初期設定状態以降のできる限り最新の状態に復元を行ったうえで納入すること。

ただし、上記を実施するに当たって必要となる認証情報の授受に不都合がある場合はこの限りではない。

## 10 通信エリア

- (1) 酒田市役所本庁舎３階の各会議室において、議会ペーパーレス会議システムの２７回線同時利用が可能であること。議会ペーパーレス会議システムの利用ができない場合は、賃貸借期間の開始日までに利用可能な状態となるよう必要な対策を完了させること。
- (2) 酒田市内全域のコミュニティセンター等の公共施設等で議会ペーパーレス会議システムが利用可能であること。利用ができない施設等を把握した場合、対策を行うこと。

## 11 災害時対応

災害時に通信を確保するため、以下の対策を講じていること。

- (1) 停電時に基地局のバッテリーが稼働すること。
- (2) 複数伝送路が敷設されていること。

## 12 請求及び支払い方法

請求及び支払い方法について、以下の条件を満たすこと。

- (1) 請求は、以下のとおり本市に対し請求書を送付すること。
  - ① 初期費用  
納品完了後、初回の月額通信費用と合わせて本市に請求すること。
  - ② 月額通信費用  
賃貸借料を含む全回線分の総額が分かる一括請求を、毎月本市に請求すること。
- (2) 回線（27回線）ごとの通信料金、データ通信使用量等の明細が確認できる手段を提供すること。明細項目については、本市と協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 諸事情により端末入荷が遅れるなどして賃貸借期間に遅れが生じた場合の(1)②の月額通信費用については、上記5の賃貸借期間によらず、本市と協議のうえ新たに設定した賃貸借期間により発生するものとする。

#### 1 3 契約期間満了時の取り扱い

- (1) 本市は、タブレット端末利用の契約期間満了後、貸付者へ返却する。
- (2) 返却時の機器回収は貸付者が行うこと。
- (3) タブレット端末内のデータを消去し、データ消去証明書を提出すること。
- (4) 機器回収及びデータ消去に係る一切の費用は、貸付者が負担すること。
- (5) (3)は故障等の理由から契約期間中に機器を交換する場合も同様の対応とすること。

#### 1 4 守秘義務

- (1) 貸付者は、本業務の実施に関し知り得た事項について、他に漏らしてはならない。  
また、許可を得ずに、複製、改変してはならない。
- (2) 貸付者は、この契約における業務に従事している者に対し、在職中及び退職後において、作業上知り得た事項の秘密保持業務を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。
- (3) 上記の規定については、本業務を完了し、または解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- (4) 本業務のため市から提供された情報等については、業務完了後、速やかに市に返還するか、市の指示に従い処理するものとする。
- (5) 本業務の一部を第三者及び代理店等に委託して実施させる場合は、当該者は貸付者と同様の秘密保持義務を負うものとする。

#### 1 5 貸付者の要件

- (1) 電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）第9条に規定された、総務大臣の登録を受け移動通信サービスを提供する電気事業を営む者であって、移動通信サービスにかかる無線局を貸付者自ら開設、運用しているものであること。
- (2) 本市からの連絡に対し、24時間以内に到着できる距離に営業拠点または事務所を有し、回線障害や本市側の通信機器の障害等により通信障害が発生した場合は、速や

かに障害回復するために、調査、原因追及、復旧に協力すること。

#### 1 6 その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、次の関係法令を遵守すること。
  - ① 有線電気通信法及びこれに基づく政令並びに省令等
  - ② 酒田市行政情報セキュリティポリシー
  - ③ 個人情報の保護に関する法律
- (2) 本業務の一部を、第三者及び代理店等に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって、本市へ申請・承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して第三者及び代理店等に委任し、または請け負わせてはならない。
- (3) 本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ、決定するものとする。
- (4) 本契約は地方自治法234条の3に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において、この契約にかかる歳入歳出予算の当該契約金額について減額または削除された場合は、この契約を解除することができる。